

令和6年度(2024 年度)
鎌倉市介護付有料老人ホーム整備事業者
募集要項

令和6年7月29日

鎌倉市 健康福祉部 介護保険課

目 次

1	公募の趣旨	1 ページ
2	公募内容	1 ページ
3	応募資格	2 ページ
4	応募書類等受付期間	3 ページ
5	応募するにあたっての留意事項	3 ページ
6	応募書類	3 ページ
7	応募書類作成における留意事項	5 ページ
8	選定方法	5 ページ
9	結果の通知	6 ページ
10	禁止事項と欠格事項等	6 ページ
11	応募書類提出後に関する留意事項	6 ページ
12	選定のスケジュール	7 ページ
13	提出先及び問い合わせ先	7 ページ
	(提出書類チェックシート)	8 ページ

令和6年度(2024 年度)鎌倉市介護付有料老人ホーム整備事業者募集要項

1 公募の趣旨

鎌倉市では、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和6年度(2024 年度)～令和8年度(2026 年度))に基づく施設整備を進めるにあたり、サービスの質、透明性及び公平性を確保する観点から、介護付有料老人ホームを設置、運営する事業者(以下「設置予定者」という。)を公募します。

2 公募内容

(1) 公募する施設は、次のとおりです。

種類	介護付有料老人ホーム
整備区分	新築、増築、改築、既存転用
定員数	30 人以上、100 人以下
整備施設数	1 施設(上記定員数の範囲内で選定)
開設時期	令和8年度中(2026 年度中)

※ 外部サービス利用型でない一般型とし、介護専用型特定施設でない混合型とします。

(2) 施設整備計画の条件

- ア 令和9年(2027 年)3月末日(令和8年度末)までに開所するものとする。
- イ 介護付有料老人ホームの定員数は 30 人以上、100 人以下とする。
- ウ 医療機関との連携、医療系サービスの併設等、医療に配慮するものとする。
- エ コミュニティホール等近隣住民との交流のスペースを設けるものとする。
- オ 関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準を満たすものとする。

(3) 建設予定地の要件

- ア 鎌倉市内の市街化区域であること。
- イ 法令、条例の規定に基づき、確実に整備可能であると見込まれる用地であること。
(開発に関し「鎌倉市まちづくり条例」「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」等の規定に従った手続等が必要となる。鎌倉市まちづくり計画部土地利用政策課、都市景観部開発審査課及び都市調整課、その他関係窓口に確認し、確実に整備可能である施設を検討すること。)
- ウ 借地の場合は、30 年以上の地上権を設定し、これを登記することが可能であること。
- エ 借家の場合は、当初の借家契約の期間は 20 年とし、更新後の借家契約の期間を定めた自動更新条項が契約に入っていること。
- オ 原則、抵当権・根抵当権等施設存続の支障となり得る権利の設定がないこと。
- カ 駐車場の確保等十分な広さを有していること。

(4) 整備条件

- ア 法令、条例、基準等を遵守し、必要に応じて鎌倉市及び神奈川県と協議の上、整備すること。
また、建設にあたっては、都市計画法等の関係法令を遵守すること。
- イ 施設の内容については、「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱」及び「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」等の基準を遵守すること。
- ウ 近隣住民、自治・町内会等に施設整備計画を説明し、自治・町内会長及び隣接地の所有者から建設の同

意を得ること。説明する際は、これから選定が行われること、すでに決定した事業でないこと等を説明し、誤解を与えないよう十分注意すること。近隣住民、自治・町内会等から強い反対が上がる場合や、神奈川県との協議終了までに同意が得られないと認められる場合は、選定対象からの除外や、選定結果を取り消す場合があります。

エ 周辺環境に合った外観及び近隣住民の日照権等に十分配慮すること。

(5) 運営条件

ア 法令、条例、基準等を遵守し、適切な施設運営を行うこと。

イ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年神奈川県条例第 20 号)及び指定介護予防サービス等の事業の 人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成 25 年神奈川県条例第 21 号)に基づく特定施設入居者生活介護の指定基準を満たし、開所日までに神奈川県から事業指定を受けること。

ウ 建設予定地の用地確保、建設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。

エ 入居者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに(高齢者虐待防止の措置を含む)、質の高いサービスを提供すること。

オ 入居者の家族や近隣住民との交流の機会を確保すること。

カ 施設の開所までに「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定を満たす人員を確保し、十分に研修を行うこと。

キ 入居者の決定にあたっては、鎌倉市内在住者を可能な限り優先すること。

ク 介護サービス費を除いたすべての利用料(入居金、賃料、管理費、食費、その他費用、消費税の合計)が一人当たり月額 30 万円以内であること。もしくは、入居金(税抜)と5年間の介護サービス費を除いたすべての利用料(入居金、賃料、管理費、食費、その他費用、消費税の合計)の平均月額が 30 万円以内であること。また、3年間はその指定した金額以下で提供するよう努めること。

ケ 感染症及び非常災害発生時の業務継続計画(BCP)の策定・実施が明確化されていること。

3 応募資格

(1) 設置予定者自らが施設を開設し、運営すること。

(2) 設置予定者又はその役員は、過去5年以内に介護保険事業所指定の取消しを受けた法人若しくはその役員又は当該事業所の管理者でないこと。

(3) 設置予定者又はその役員は、鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に関係がある者でないこと。

(4) 設置予定者は、応募書類の受付締切日において、民事再生法等の手続きをしていないこと。

(5) 設置予定者は、介護保険法第 70 条(指定居宅サービス事業者の指定)第2項及び第 115 条の2(指定介護予防サービス事業者の指定)第2項の規定に該当しないこと。

(6) 設置予定者は、建設予定地を自己所有等により確実に確保できる見込みがあること。

4 応募書類等受付期間

(1) 事前相談の受付

ア 相談期間:令和6年(2024 年)7月 29 日(月曜日)から8月 14 日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ 相談場所:鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)

電話番号:0467-61-3950(直通)

ウ 相談時間:9時から12時まで及び13時から17時まで

エ 注意事項:

(ア) 相談者は、設置予定者であること。

(イ) 事前に電話連絡の上「事前相談票」と案内図をお持ちください。

(ウ) 事前相談を行っていない法人は、「応募書類」を提出することができません。

(2) 応募書類の提出

ア 提出期間:令和6年(2024 年)8月 15 日(木)から9月6日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ 提出場所:鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)

電話番号:0467-61-3950(直通)

ウ 提出時間:9時から12時まで及び13時から17時まで

エ 提出方法:事前に電話連絡の上、提出場所へ持参してください。

(郵送での提出はできません。)

オ 注意事項:書類の提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって御提出ください。

5 応募するにあたっての留意事項

- (1) 建築物等の施工を伴う場合は、都市計画法、建築基準法、住民協定等を所管する関係部局との事前相談により、計画の実現性を応募前に必ず確認してください。
- (2) 応募者は、整備等を行おうとする地域において、地元自治会や地域住民等に対し、事業計画の説明を十分に行い、また関係機関等と必要な協議を行ったうえで申請してください。
- (3) 地元自治会等に事業計画の説明または関係機関等と協議する際には、本計画がすでに決定した事業ではなく、選定されない場合があることを説明し、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (4) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、鎌倉市は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者等への詳細な説明と、正確な意向確認を行ってください。

6 応募書類

番号	様式	提出書類	留意事項
1	様式1	介護付有料老人ホーム整備事業者応募申請書	
2	様式2	介護保険事業運営実績一覧表	
3	様式3	法人の沿革	
4	様式4	開設者(代表者)経歴書	

5	様式5	役員等氏名一覧表	
6	様式6	誓約書及び法人代表者の印鑑証明書	
7	様式7	資金計画書	
8	様式8	地元説明にかかる報告書	応募申請までに地元説明を必ず実施していること
9	様式9	管理者(予定)の経歴書	
		管理者の資格証の写し	所有資格があれば添付
		管理者の研修修了証の写し	所有資格があれば添付
10	様式 10	介護付有料老人ホーム整備計画書	
11	様式 11	事業開始までのスケジュール	
12	様式 12	研修計画の概要	年間計画(開設前を含む)
13	様式 13	従業者の雇用計画の概要	
14	様式 14	事業運営方針	
15	様式 15	利用料等に関する事項	
16		施設において供与される便宜の内容を記載した資料(サービス一覧表)	
17		位置図、配置図、平面図、立面図(位置図は縮尺 1/2000 以上、配置図は縮尺 1/500 以上、平面図及び立面図は 1/200 以上)、部屋別面積表 ※ 部屋別面積表は、壁芯面積、内法面積ともに記載すること。 ただし、居室内にトイレがある場合はその面積を除くこと。	
18		開設予定地の周辺地図及び公図	設置予定地を明記すること
19		開設予定地現況写真	設置予定地を(前面道路、隣接建物との関係などがわかるよう)周囲 4方向以上から撮影したもの
20		土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し	未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交渉の状況が確認できる書類
21		決算報告書	直近3年間のもの
22		法人の登録事項証明書(履歴事項全部証明書)	応募申請前3か月以内に発行されたもの
23		納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)	前年度分

24		事業収支計画書	開設予定年度からその翌々年度まで
25		前事業年度の事業報告書その他業務内容を明らかにする書類	会社案内パンフレット等

※ 様式番号の付されていない書類は、任意書式とします。

※ 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められません。

※ 市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

7 応募書類作成における留意事項

(1) 必要な応募書類は、「6 応募書類」の一覧のとおりとします。

A4 フラットファイルに綴じ、正本1部、副本1部(正本から設置予定者が特定できる情報(法人名、代表者氏名、施設等)及び個人情報を消したもの。コピーも可)を提出してください。

※事務局で確認後、改めて副本7部の提出をお願いします。

※提出いただいた書類は、目的の範囲内で事務局にてコピーする場合があります。

(2) ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「介護有料老人ホーム事業者応募申請書類」と記載してください。また、項目ごとに、文書番号と書類名を表記したインデックスを付けてください。

ア 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

イ 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。

(ア) 大きさ、向きは A4 判縦で統一し、原則左横書きとしてください。既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさは A4 判に統一してください。

(イ) 片面印刷の様式(様式2～5、7～9、11～13)を除き、原則、両面印刷としてください。構成上、一部片面印刷となることは構いません。なお、白紙面はページ数には含めないでください。

ウ 様式にある枠については、必要に応じて広げたり、縮めることは可とします。ただし、ページ右上の【様式〇〇】等の様式番号の表示は、変更しないでください。

エ 文字のスタイル、大きさは、11 ポイント・MS Pゴシックを標準としてください。なお、表題のためにこれらを変更することは可とします。

(3) 応募に必要な書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。

(4) 応募書類提出の際は、応募内容について説明ができる方が来庁してください。

(5) 提出された書類は、本公募の目的以外に使用しません。

(6) 応募書類以外の書類の提出を求めることがありますので、御了承ください。

8 選定方法

(1) 一次審査

この要項に定める応募資格を満たす応募事業者から提出された応募書類を基に、一次審査として書類審査を行います。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事業者に対して、応募書類を基に、様式 14 の事業運営方針に沿って、オンライン(Teams 又は Zoom)でヒアリングを行います。

【ヒアリングについて】

ヒアリングは、鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会において実施し、施設整備や運営について具体的な提案を行っていただきます。審査は、応募書類及びヒアリングの結果等を総合的に評価した上で行います。

※ ヒアリングの日程については、一次審査通過事業者に別途御連絡します。

※ ヒアリング(質疑応答含む)は1事業所30分を予定しています。出席者は、法人内の当該サービス部門の責任者、管理者(予定者)を含めて、3名以内とします。プレゼンテーションで使用する資料は、先に提出した紙媒体提出資料に基づき行ってください。

※ 市が必要と認める場合は、応募事業者の既存運営施設及び計画予定地等の実地調査を実施することがあります。

※ 審査の結果、選定事業者無しとする場合もあります。

9 結果の通知

一次審査

審査の結果は、応募されたすべての事業所に対して文書により通知します。

二次審査

審査の結果は、鎌倉市ホームページでの公開及び文書により通知します。

※選定結果に対する問合せ等には一切応じません。

10 禁止事項と欠格事項等

(1) 無効又は失格

次の各号に該当する場合は、鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会の審査前、審査後を問わず、原則として無効又は失格とします。

ア 申出書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

ウ 申出書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

エ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められるとき

オ 建設場所、施設種別の変更があるとき

カ 応募に関する市からの問い合わせに誠実に回答しなかったとき

キ 法人の事業運営に関し法令違反が明らかになったとき

ク 申請者が鎌倉市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に関係がある者であるとき

ケ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をした、又は不相当と市長が認めるとき

(2) 留意事項

ア 以下の場合において、やむを得ないと認められる特別な理由がある場合を除き、事業候補者の選定を取り消す等、所要の措置を講ずることがあります。

(ア) 鎌倉市による選定後、神奈川県との事前協議の開始からおおむね6か月を経過しても協議終了に

至らなかった場合

(イ) 応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合若しくは整備計画に重大な不備等のあることが判明した場合

(ウ) 令和8年度中(2026年度)の開所目途が立たず、整備事業の遅延が認められる場合

イ 審査の結果、選定された応募者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合、又は失格・取消しを受けた場合は次回の応募資格を失うものとします。

ウ 選定の結果及び無効、失格または取消について、本市は一切補償しません。

11 応募書類提出後に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の募集内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 本応募に関し必要な費用は、選定結果に関わらず、応募者の負担とします。
- (4) 応募申請書提出後に応募を取り下げの場合は、応募申請取下書(※任意様式)を市に提出してください。
- (5) 鎌倉市による選定は、特定施設入居者生活介護の実施等に係る介護保険法上の指定を確約したものではありません。介護保険法上の指定については、神奈川県所管部署に確認してください。
- (6) 選定決定後、神奈川県と有料老人ホーム設置計画の事前協議を整え、開設にあたり届出が受理されることが必要となります。各種手続きの進捗状況によっては、着工できない場合があります。その場合、鎌倉市はいかなる責任も一切負いませんので、予め御了承ください。
- (7) 応募状況等の問合わせには一切お答えできません。
- (8) 提出された書類は、設置予定者に不利益にならない範囲で情報公開の請求により開示することがあります。
- (9) 提出された書類は、鎌倉市及び鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会において必要な範囲で、複写して使用することがあります。
- (10) 当該公募に対し応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度、公募を行うことがあります。

12 選定のスケジュール

時期	内容
令和6年7月29日(月)	鎌倉市ホームページへ募集要項を掲載
令和6年7月29日(月) ～8月14日(水)	事前相談受付期間
令和6年8月15日(木) ～9月6日(金)	応募書類提出期間
10月上～中旬	鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会で法人の選定 <u>※選定に係るヒアリングを実施します。</u> <u>日時等については、決定次第、お知らせします。</u>

10 月下旬	選定結果を郵送で通知(選定結果に対する問い合わせ等には一切 応じません。) ※選定の結果、「該当なし」とする場合があります。
決定通知後	選定法人からの「有料老人ホーム設置計画事前協議書」の受理

13 提出先及び問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市健康福祉部介護保険課(鎌倉市役所本庁舎1階 6番窓口)

担当者:高根・仁田原

電話番号:0467-61-3950(直通) ファックス:0467-23-7505

メールアドレス:kaigo@city.kamakura.kanagawa.jp

提出書類チェックシート

番号	様式	チェック	提出書類
1	様式1	☐	介護付有料老人ホーム整備事業者応募申請書
2	様式2	☐	介護保険事業運営実績一覧表
3	様式3	☐	法人の沿革
4	様式4	☐	開設者(代表者)経歴書
5	様式5	☐	役員等氏名一覧表
6	様式6	☐	誓約書及び法人代表者の印鑑証明書
7	様式7	☐	資金計画書
8	様式8	☐	地元説明にかかる報告書
9	様式9	☐	管理者(予定)の経歴書
		☐	管理者の資格証の写し
		☐	管理者の研修修了証の写し
10	様式 10	☐	介護付有料老人ホーム整備計画書
11	様式 11	☐	事業開始までのスケジュール
12	様式 12	☐	研修計画の概要
13	様式 13	☐	従業員の雇用計画の概要
14	様式 14	☐	事業運営方針
15	様式 15	☐	利用料等に関する事項
16		☐	施設において供与される便宜の内容を記載した資料(サービス一覧表)
17		☐	位置図、配置図、平面図、立面図(位置図は縮尺 1/2000 以上、配置図は縮尺 1/500 以上、平面図及び立面図は 1/200 以上)、部屋別面積表 ※ 部屋別面積表は、壁芯面積、内法面積ともに記載すること。ただし、居室内にトイレがある場合はその面積を除くこと。
18		☐	開設予定地の周辺地図及び公図
19		☐	開設予定地現況写真
20		☐	土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)並びに所有権を有する者が別にある場合は、賃貸借契約書の写し
21		☐	決算報告書
22		☐	法人の登録事項証明書(履歴事項全部証明書)
23		☐	納税証明書(法人税・法人市民税・固定資産税)
24		☐	事業収支計画書
25		☐	前事業年度の事業報告書その他業務内容を明らかにする書類